

## ＜各学校における学校安全の今後の取組について＞

令和2年度学校安全月間（調査）の結果から、課題とされる内容について取組の方向性を示しました。

学校安全保健課安全室

★朱書き箇所（3点）は、特に見直しが必要な内容となっています。（別紙2参照）

### I 学校安全全般に関すること

#### （1）学校安全計画・危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）について 問1・2・4

・見直しの実施率は以下のとおり。

「学校安全計画」は99.1%、「危機管理マニュアル」は99.5%

・学校保健安全法により、各学校では学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定が義務づけられている。これらは、安全に関する各学校の基本計画であり、学校安全の根幹をなすものである。よって、各学校では、前年度の取組に対する検証を行うとともに、安全に関する研修を計画に位置付けるなど、計画等の見直しを検討する必要がある。また、計画等の内容について、全職員が共通理解しておくことも重要である。（学校安全に関する校内研修実施率 84.0%）

《参考資料》国：「学校の危機管理マニュアル作成の手引き（H30.2）」

#### ★学校安全の手引★

- ① P 11 「第3節 学校安全計画の策定」
- ② P 13 「第4節 危機管理マニュアルの作成」
- ③ P165 「4 危機管理マニュアル作成上の留意点」
- ④ 参考資料 「1 学校安全計画例」
- ⑤ 参考資料 「3 危機管理マニュアル例」

#### （2）安全点検（通学路の安全確保を含む）について 問5・6

・点検の実施率は以下のとおり。

「体育施設等の安全点検の毎月1回以上実施」は93.8%

「通学路・学区安全点検」は98.1%（実施予定含む）

・安全管理を効果的に進めるには、過去の事故事例や使用回数の多いもの、破損や腐食しやすいものなど、学校の実態に応じた点検の観点を設定する必要がある。体育施設については月に1回以上、それ以外の施設においては学期に1回以上、安全点検を実施するとともに、点検結果を職員間で共有し、危険箇所等は遅滞なく措置をすることが必要である。通学路における安全確保のための点検については、交通安全、防犯、防災（ブロック塀等の倒壊を含む）の視点で、年度初めの早い段階から実施することが望ましい。また、日常的に地域や関係機関と連携した安全確保を進めていくことも大切である。

#### ★学校安全の手引★

- ① P143 「第1節 事故等の未然防止のための安全管理」
- ② P153 「第3節 防犯に関する安全管理」
- ③ P155 「第4節 通学路の安全管理」
- ④ 参考資料 「4 学校安全点検表・集計表例」

(3) 「地域安全マップ」の作成、活用等について **問7**

・マップの作成率は以下のとおり。(複数回答)

「交通安全に関するマップ」は69.5%

「生活安全(防犯)に関するマップ」は45.3%

「災害安全(防災)に関するマップ」は46.9%

いずれのマップもない 10.8% (いずれかのマップがある 89.2%)

・マップの作成・活用は、児童生徒等の「危険予測能力」「危険回避能力」の向上のための有効な手立ての一つであり、小学校では90%以上の活用率となった。今後は、他の学校種においても、マップの活用率を高めたい。また、交通安全、防犯、防災の3つの視点から作成・活用するなど、学校や地域の実状に合わせ、活用していくことが望ましい。

・なお、「地域安全マップ」は、全学校種で取組を推進しており、90%以上の達成を目標としている。(新みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン)

《参考資料》「地域安全マップ」づくり(県教育委員会HP:学校における生活安全)

**★学校安全の手引★**

① P 97 「各発達段階における安全教育の指導内容例【災害安全編】」

※ P106 「実践例『身近な地域の危険から人々を守る活動』(安全マップ作り)」

※ P116 「実践例『身近な地域の危険から人々を守る活動』(安全マップの活用)」

## Ⅱ 交通安全に関すること

### (1) 交通安全教室について 問9

・教室の実施率は以下のとおり。(複数回答)

「講義、講話、映像等の鑑賞形式」や「実技、体験形式」を実施したのは91.3%  
「実施していない」は8.7%

・全学校種において、講話または実技・体験を伴う指導が大方実施されている。各学校においては、資料の掲示・配付のみで済ませるのではなく、啓発資料、自転車リーフレット等を活用し、様々な機会を通じた継続的な交通安全教育の充実が重要である。

《参考資料》交通安全教育啓発資料(県教育委員会HP:交通安全)

#### ★学校安全の手引★

① P 59 「各発達段階における安全教育の指導内容例【交通安全編】」

### (2) 「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(自転車条例)」について 問11

・自転車条例の周知率は以下のとおり。(複数回答)

「幼児児童生徒へ」41.7% 「一部の学年へ」57.4%  
「教職員へ」58.5% 「保護者へ」35.8%

「誰にも周知していない」4.0% (「誰かしらに周知している」96.0%)

・自転車条例では、自転車損害賠償保険等への加入及び高校生までの乗車用ヘルメット着用が、保護者の努力義務として規定されている。各学校では、児童生徒等だけでなく保護者への周知・啓発も必要不可欠である。

《参考資料》千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の概要(県HP)

#### ★学校安全の手引★

① P158 「○自転車通学の児童生徒等への安全確保」

## Ⅲ 防犯に関すること

### (1) 防犯教室について 問18

・教室の実施率は以下のとおり。(複数回答)

「講義、講話、映像等の鑑賞形式」や「実技、体験形式」を実施したのは80.5%  
「実施していない」は19.5%

・児童生徒等を対象とした防犯教育については、幼稚園・小学校において講話または実技・体験を伴う指導の実施率が90%前後と高い傾向にある。しかしながら、交通安全指導に比べると実施率は低い。園児児童生徒の命を脅かす事件が発生している状況を踏まえ、各学校では、園児児童生徒が自ら命を守るための具体的で実践的な安全教育を進めていくことが必要である。

また、「登下校防犯プラン」に基づき、防犯ボランティア、子ども110番の家等、学校、地域、関係機関が連携した登下校の安全確保についても、より一層充実を図っていく必要がある。

#### ★学校安全の手引★

① P 33 「各発達段階における安全教育の指導内容例【生活安全編】」

② P153 「第3節 防犯に関する安全管理」

## IV 防災に関すること

### (1) 防災計画・防災マニュアルについて 問26・28

・見直しの実施率、保護者への周知率は以下のとおり。

「見直した」は99.1%、「見直していない」は0.9%

「何かしらの内容を周知した」は95.3%、「周知していない」は4.7%

・学校安全計画同様、防災計画及びマニュアルにおいても、前年度の風水害等の状況や学校の取組に対する検証を行うとともに、防災計画等の見直しを検討する必要がある。また、災害時の引き渡し等も考慮すると、保護者にも学校の防災計画等を確実に周知し、理解を図っておくことも重要である。

《参考資料》国：「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（H24.3）」

県：「学校における地震防災マニュアル（H24.3）」

「災害時における実働計画（R2.4）」

日本気象協会「トクする！防災」（一般財団法人 日本気象協会 HP）

#### ★学校安全の手引★

① P165 「4 危機管理マニュアル作成上の留意点」

② 参考資料 「3 危機管理マニュアル例」

### (2) 校外学習の際の災害発生時対応について 問31

・災害発生時対応が校外学習実施計画に位置付けられているか、以下のとおり。

「位置付けている」は83.8%、「位置付けていない」は16.2%

・校外における活動こそ、園児児童生徒の安全を確保するために、事前の綿密な計画の作成と安全の事前確認が必要である。万が一事故等が発生した場合の対応を、事前に教職員間で共通理解を図る上でも、校外学習実施計画に明確な災害発生時対応が位置付けられていなければならない。未だ位置付けていない場合は、早急に見直すことが必要である。

#### ★学校安全の手引★

① P164 「校外活動時における危機管理の留意点」

② P177 「校外活動中の事故への危機管理」

### (3) 津波被害想定区域にある学校（園）の防災対策について 問35・36・37・38

・学区が津波想定区域にある学校の状況は以下のとおり。

「津波想定防災計画を作成している」は90.5%、「作成していない」は9.5%

「津波発生時の避難場所を定めている」は93.7%、「定めていない」は6.3%

「津波を想定した避難訓練を実施する」は84.9%、「実施予定なし」は15.1%

・学校は、災害発生時に備え、自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、緊急連絡対応体制を整えるとともに、津波被害想定防災計画に基づいたマニュアルの作成・周知や、避難訓練を確実に実施することが大切である。特に津波被害想定区域にある学校（園）において十分な防災対策が講じられていない場合は、津波被害想定を含む災害発生時に備えた防災対策を早急に進めておく必要がある。

### ★学校安全の手引★

- ① P188 「地震災害への危機管理」
- ② P191 「風水害への危機管理」
- ③ P192 「参考：令和元年に千葉県を襲った台風・大雨」

#### (4) スクールバスの大規模災害発生時運行ルールについて 問40・41

・スクールバスを利用する学校の状況は以下のとおり。

「スクールバス送迎中に大規模災害が発生した場合の運行ルールがある」は67.1%

「運行ルールを作成する予定がある」は14.0%

「運行ルールはない」は18.9%

「スクールバス運行時の大規模災害発生を想定した避難訓練を実施した」は22.4%

「避難訓練を実施していない」は77.6%

「スクールバス利用者」小学生5993名（+2115名） ※R元との比較

中学生1395名（+632名）

・災害は、いついかなる時に発生するのか予測できない場合もあり、様々な場面や状況に即した防災対策や危機管理が必要となってくる。また、近年進む学校の統廃合により自宅から学校（園）までの移動距離が遠くなったことで、スクールバスを利用する園児児童生徒数が増加している現状がある。学校生活上の防災訓練のみならず、今後は市町村教育委員会とも連携を図り、スクールバス運行時の大規模災害発生を想定した避難訓練等を計画、実施することも検討する必要がある。

#### (5) 児童生徒等が帰宅困難となった場合の食料等の備蓄について 問42

・帰宅困難となった場合の食料等の備蓄率は以下のとおり。

「備蓄がある」は91.3% 「今年度中に備蓄予定」は1.7%

「備蓄はない」は7.0%

・令和元年10月25日の大雨の際には、児童生徒の安全確保のため、学校等に宿泊した児童生徒は「833人」に及び、該当校は教職員が宿泊し、予め学校に備蓄してあるものや市町村からの支援物資等を使用して一夜を過ごした。避難所となっている学校は、市町村防災担当部局の備蓄倉庫等があり、食料等の備蓄物資が確保されている場合もあるが、全児童生徒分の十分な量が確保されているとは限らない。よって、それらとは別に、備蓄又は調達する方法を考えておくよう求めてきたところである。全ての学校で食料等の備蓄物資の確保に努める必要がある。

《参考資料》国：「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン(H27.3)」

### ★学校安全の手引★

① P185 「第7節 災害発生時の対応」

※ P186 参考：大規模災害発生時の帰宅困難に備えて準備しておくよいもの（例）

(6) 地域と連携した防災体制構築について 問47・49・50

・地域と連携した防災体制構築率は以下のとおり。

「構築されている」は56.8%、「構築されていない」は43.2%

※「避難所に指定され、避難所運営マニュアル作成済」は70.0%

※「避難所開設訓練を実施している」は28.0%

・令和元年東日本台風（台風19号）の際には、学校施設を避難所として開設した学校があった。また、避難所として指定されているか否かに関わらず、災害の規模・程度、地域の実情等により学校が避難所となることが予想されるため、日頃から市区町村の防災担当部局や地域の自主防災組織等と協議し、避難所となる場合の運営方策を確認しておきたい。その際、地域住民が避難所を運営できる体制を整備しておくことが重要であり、そのために「避難所運営マニュアル」を作成しておく必要がある。また、避難訓練等についても、学校単独実施にとどめるのではなく、今後は市区町村部局と連携を図り、学校・家庭・地域による地域あげでの防災避難訓練を実施していくことが求められる。

★学校安全の手引★

- ① P185 「第7節 災害発生時の対応」
- ② P198 「4 避難所としての学校の対応」